

政令第三百七十八号

工業所有権審議会令及び弁理士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、弁理士法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十五号）の施行に伴い、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条並びに弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十五条の二第二項において準用する同法第十二条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（工業所有権審議会令の一部改正）

第一条 工業所有権審議会令（平成十二年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「弁理士試験」の下に「（弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第九条に規定する弁理士試験をいう。以下同じ。）又は特定侵害訴訟代理業務試験（同法第十五条の二第一項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験をいう。以下同じ。）」を加える。

第二条第三項及び第三条第五項中「弁理士試験」の下に「又は特定侵害訴訟代理業務試験」を加える。

第五条第二項中「（平成十二年法律第四十九号）」を削る。

（弁理士法施行令の一部改正）

第二条 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法第十二条第一項」の下に「（法第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条に次の一項を加える。

2 法第十五条の二第二項において準用する法第十五条第一項の政令で定める受験手数料の額は、七千二百円とする。

附 則

この政令は、弁理士法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。